

第3章 計画の基本的な方向性

第1節 計画の基本的な視点

国や社会情勢の動向をはじめ、第2章の第5節にある「現状と傾向、課題のまとめ」を踏まえた上で、本市における子ども・子育ての充実に向けた基本的な視点を5つ設けました。さらに、それぞれの視点を基に、特に重点的に取組を推し進める事業を「重点事業」として位置付け、その他の施策、事業と連動しながら推進することとします。

基本的な視点1 就学前児童の保育環境のさらなる整備

本市の共働き家庭の増加や核家族化が進行している中、父親、母親のどちらも仕事と子育てが両立できるよう、保育環境のさらなる整備に向けて検討・調整を行います。

子どもの年齢にかかわらず保育環境が確保できるよう、市内の保育環境と体制の整備に取り組みます。

【関連する重点事業】

- ・教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策（116 ページ参照）
- ・事業番号 16 休日保育事業（80 ページ参照）

基本的な視点2 就学児童・生徒の居場所づくりの充実

子どもの就学後も、引き続き父親と母親が仕事と子育てを不安なく両立できるよう、放課後の子どもの居場所づくりの確保と機能の充実を図ります。特に、中学生以降になっても利用できるよう、自宅以外の居場所づくりとして第3の居場所（サードプレイス）の整備に向けた検討を行い、子どもが安心・安全に過ごし、互いに交流できる場づくりに向けた取組を推進します。

基本的な視点3 子どもとその保護者や家族への相談支援体制の整備

就学児童・生徒が安心して学校に通い、楽しく日々の生活が送れるよう、学校の担任の先生をはじめ、関係各所の相談支援体制を強化し、子どもが気軽に安心して相談できる環境づくりを推進します。また、子どもの保護者や家族が抱える悩みや不安に対する相談体制のさらなる充実を図ります。

【関連する重点事業】

- ・ 事業番号 94 思春期相談（99 ページ参照）
- ・ 事業番号 106 子育て広場（104 ページ参照）

基本的な視点4 生活困窮家庭とその子どもへのサポートの充実

経済的な理由により生活が困窮している家庭であっても、子どもの心身の健全な育成と学力の向上機会が不足しない環境や機会づくりを推進します。あわせて、生活困窮状況の改善に向けた各種制度の活用やサポート体制の充実を図ります。

【関連する重点事業】

- ・ 事業番号 68 生活困窮者の子どもに対する学習支援事業（93 ページ参照）
- ・ 事業番号 72 家計改善支援事業（93 ページ参照）

基本的な視点5 多機関連携による子どもが安全・安心な環境の確保

虐待やいじめ、不登校、ヤングケアラー、発達障がいなどの理由で悩み、不自由を感じる子どもがいない社会づくり、まちづくりに向けて、関係機関と連携・協働する体制を整備します。また、早期発見と早期対応により、子どもとその保護者や家族が安全・安心な学校環境や生活環境の確保と整備に取り組みます。

【関連する重点事業】

- ・ 事業番号 73 要保護児童対策地域協議会の充実（95 ページ参照）
- ・ 事業番号 90 連携による相談・指導体制の充実（98 ページ参照）

第2節 計画の基本理念

「小美玉市子ども・子育て支援事業計画」は、平成 27（2015）年 3 月に策定した第 1 期目から、市の子ども・子育て支援事業に関する各種施策を推進してきました。

第 3 期目となる本計画は、社会情勢や国の基本指針、市の現状や傾向、課題等を踏まえるとともに、市の最上位計画である「小美玉市第 2 次総合計画 後期基本計画」で掲げているまちづくりの将来像「「ひともの地域」が輝き はばたく ダイヤモンドシティ」と、福祉分野の上位計画である「第 3 次小美玉市地域福祉計画」で掲げている基本理念「ぬくもりあふれるまちづくり」に沿った子ども・子育て施策の推進に向けた基本理念として、『こどもが輝く未来を 家族と地域とともに育む みんながやさしいまちづくり』とします。

<基本理念>

こどもが輝く未来を 家族と地域とともに育む
みんながやさしいまちづくり

「小美玉市第 2 次総合計画 後期基本計画」のまちづくりの将来像にある“ダイヤモンド”とは、まちづくりの効果が次世代において発現し、いつまでも住み続けることのできる魅力にあふれた環境が形成されること表しています。

第 3 期計画では、ダイヤモンドの原石である“こども”が輝く未来を目指すものとして、子どもが心身ともに健康で、いきいきと輝くために、子育て中の父親、母親をはじめ家族みんながやさしい笑顔で暮らせるよう、まち全体でサポートしていきます。さらに、子どもの生まれ育った地域が愛する故郷となり、ずっと暮らし続けたいと思えるように、豊かな自然環境の中、誰もが思いやりの心で友達や仲間を大切に、みんながやさしい気持ちで支え合えるまちづくりを目指します。

第3節 計画の基本目標

第3期計画の基本理念『こどもが輝く未来を 家族と地域とともに育む みんながやさしいまちづくり』の実現に向けて取り組む各種施策の基本目標として、「ライフステージごとの支援」と「ライフステージによらず行う支援」の2つの展開を基にした5つの目標を設定します。

ライフステージごとの支援の展開

基本目標1 誕生前から幼児期までの支援

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの母親と子どもが、安全かつ健康に過ごせるよう、保健と医療をはじめとする各種支援を充実します。

また、幼児教育・保育がすべての子どもに十分いきわたるよう、提供量の確保に努めます。

基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援

就学後の小学校児童、中学校生徒、さらに18歳までの子どもが、心身ともに健全に育つよう、子どもが過ごす主要な場となる学校や遊び場、放課後児童クラブ等の安全・安心な環境づくりと質の向上に努めます。

また、悩みや不安を抱える子どもに対して、適切な支援や安心して過ごせる環境づくりの整備に取り組みます。

ライフステージによらず行う支援の展開

基本目標3 課題や困難を抱える子どもや家族への支援

発達を含めた子どもの障がい、いじめ、不登校、虐待、ネグレクト、ヤングケアラーなど、子ども自身が抱える悩みや不安などの心身のケアを適切にサポートする環境整備を充実していきます。

また、子どもの安全・安心な暮らしを確保するためにも関係施設や機関と連携し、保護者とその家族に寄り添ったフォローやサポートから着実な支援へつなげるよう、“人対人”の関係を大事にした配慮のある対応ができる体制づくりを目指します。

貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され社会から孤立することのないよう、保育所（園）等や学校、相談窓口を通じての発見から支援へつなげるため、各関係機関が連携して対応ができる体制づくりを推進します。

基本目標4 子育て当事者への支援

共働きや子育て、家族の世話などで心身に余裕がなくなっている父親や母親などの子育て当事者が、これからも安心して子育てができるよう、各種制度の活用や支援メニューの充実を図ります。

基本目標5 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり

子どもが様々な体験を通じて自分らしく成長できるよう、公共の場での活躍の機会づくりを推進し、また、若者たちが積極的に社会に関わり、様々な交流の場や機会を通じて自己実現ができるよう、その機会の創出やサポートにも取り組むことで、子どもや若者、子育て世代にやさしい社会づくりを目指します。

第4節 施策の体系

【基本理念】

こどもが輝く未来を 家族と地域とともに育む
みんながやさしいまちづくり

ライフステージごとの支援

基本目標1
誕生前から幼児期までの支援

施策1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療

施策2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実

施策3 幼児教育・保育の質の向上

施策4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

基本目標2
就学後から18歳までの子どもへの支援

施策1 学童期・思春期の保健対策

施策2 生きる力を育む教育の充実

施策3 多様な体験の充実

施策4 子どもの交流の場・居場所の充実

ライフステージによらず行う支援

基本目標3
課題や困難を抱える子どもや家族への支援

施策1 子どもの貧困の解消に向けた対策

施策2 児童虐待防止対策、ヤングケアラー対策の充実

施策3 障がい児施策の充実

施策4 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもへの支援

施策5 権利に関する普及啓発

基本目標4
子育て当事者への支援

施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施策2 子育ての不安や悩みへの相談支援、情報提供の充実

施策3 家庭教育及び地域コミュニティ力の向上

施策4 ひとり親家庭への支援の推進

施策5 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

基本目標5
子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり

施策1 子どもの安全の確保

施策2 子育てを支援する生活環境の整備